



令和5年度受験案内 新潟県職員採用試験(大学卒業程度：キャリア採用) (ジョブ型採用枠)

令和5年8月29日
新潟県人事委員会

【令和5年度の主な変更点】

① 試験回数の増加

令和5年度は試験を年2回（募集開始時期：8月、10月）実施する予定です。
※10月募集の試験職種・採用予定人員等は、別途受験案内でお知らせします。

② 試験方法の変更

第1次試験は、民間企業等で培われた専門的な知識・経験を求める「記述試験」のみで実施します。事前提出のため1次試験は試験会場への来場が不要です。

③ 試験日程の短縮

試験を第2次試験までとし、試験会場への来場回数を1回とします。

○受付期間 8月29日(火)～9月22日(金) (電子申請)

○第1次試験 **記述試験** (受付期間内に事前提出)

※ 第1次試験は、事前提出の記述試験（自己PR書等の書類審査）により、合格者を決定しますので
受験会場までのお越しいただく必要がありません。

○この試験の受験申込を行った方は、同期間に募集している令和5年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用（地域枠））の受験申込を行うことはできませんので、ご注意ください。

○試験の変更や延期など緊急連絡事項をお知らせする場合があります。

○変更等については、新潟県職員採用案内ホームページ等に掲載しますので、適宜、確認してください。

1 試験職種、採用予定人員、受験資格等 (裏面に続く)

(1) 昭和38年4月2日以降に生まれた人（令和6年4月1日現在61歳未満）で、以下の職務経験等の要件を満たす人(令和5年8月31日現在)

試験職種		採用 予定 人員	求める経験と受験資格
一般 行政	ICT	合計 10人 程度	ICT企業や企業のシステム関連部門等において、ITシステム開発・運用管理、ITシステムの品質管理、DX推進事業者に対するDX推進に向けたツールの提供に関する職務経験を 3年以上 有する人
	経営 ・ 財務		次のいずれかに該当する人 ●金融機関や企業の財務部門等において、財務諸表を通じた財務分析、財務諸表の作成、会計監査、債権管理・回収、資金運用等に関する職務経験を 3年以上 有する人 ●公認会計士、税理士、中小企業診断士等、民間企業の経理に関する職務経験を 3年以上 有する人
	広報・ プロモーション		次のいずれかに該当する人 ●広告代理店等での広報、パブリシティ、メディア対応等に関する職務経験を 3年以上 有する人 ●サービス業等での広報、パブリシティ、デザイン、セミナー企画等に関する職務経験を 3年以上 有する人
	営業 ・ 企画		次の職務経験を通算して 3年以上 有する人 【観光】インバウンド旅行商品造成等の観光に関する営業・企画分野での業務経験 【交通】旅行会社（オンライン事業者含む）、交通事業者等での交通に関する営業・企画分野での業務経験 【流通】商社等での勤務経験や、国外との商取引、マーケティング、プロモーション等の流通に関する営業・企画分野での業務経験 【医療】医療コンサルタント、医療機器、医薬品メーカー等での医療に関する営業・企画分野での業務勤務経験

行政 実務 経験		次のいずれかに該当する人 ●国や他の地方公共団体（県内市町村及び一部事務組合・広域連合除く）における正規職員としての職務経験を 3年以上 有する人 ●本県における任期付職員、臨時的任用職員としての職務経験を 3年以上 有する人
	自己 推薦	上記以外の民間企業等における職務経験を 3年以上 有し、経験分野の県政課題に自身の職務経験を具体的に活かすことができる人 （分野例）国際、法務、脱炭素、健康づくり、起業・創業、文化 等
福祉行政	1人 程度	次のいずれにも該当する人 ●社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した人 ●児童福祉施設、障害者支援施設等において、指導、相談支援に関する職務経験を 3年以上 有する人
林業	2人 程度	建設会社、設計コンサル、林業事業体等の民間企業等において、治山、地すべり、なだれ、海岸、林道等の分野についての計画・設計・積算・施工監理又は森林管理、林業経営等に関する職務経験を 3年以上 有する人
農業	7人 程度	農業又は食品関係の民間企業等において、農業者等に対する生産・加工関連の指導支援又は農産物等に関する試験研究や加工・流通等に関する職務経験を 3年以上 有する人
水産	1人 程度	水産業又は食品関係の民間企業や試験研究機関等において、漁業者等に対する生産・加工・販売関連の指導支援又は水産に関する試験研究や加工・流通等に関する職務経験を 3年以上 有する人
建築	1人 程度	建築（建築設備含む）関係の設計・施工監理等に関する職務経験を 3年以上 有する人のうち、次のいずれかに該当する人 ●学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は大学院において、建築に関する専門課程を専攻し卒業若しくは修了した人 ●一級建築士又は二級建築士の資格を有する人
環境	2人 程度	工場・事業場、試験研究機関等の民間企業等において、公害防止、環境管理、理化学検査・研究、放射線管理等に関する職務経験を 3年以上 有する人
保健師	1人 程度	次のいずれにも該当する人 ●保健師の免許を有する人 ●民間企業等における産業保健活動や地域保健活動に関する職務経験又は病院等医療機関における保健指導や看護に関する職務経験を 3年以上 有する人
薬剤師 （行政）	1人 程度	次のいずれにも該当する人 ●薬剤師の免許を有する人 ●民間企業や病院等医療機関、試験研究機関等において、薬剤師としての職務経験を 3年以上 有する人

※ 採用予定人員は、変更になることがあります。

※ 採用時は、年齢や経歴などに関わらず、原則として一般職員として実務分野で活躍していただく予定です。

※ **林業、農業及び水産**については、採用後、必要に応じて普及指導員資格を取得していただきます。

<ジョブ型採用枠の職務経験について>

民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。

ただし、以下の点に注意してください。

- ① 週 30 時間以上従事した期間のみ該当します。
- ② 職務経験が複数の場合は通算できます。ただし、通算できる期間は、1 年以上継続して就業していたものに限り。なお、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれかひとつの職歴に限り。また、連続して3か月を超えて職務に従事していない期間は職務経験から除きます。ただし、産前産後休業を取得した期間については、3か月を超えていても職務経験に含まれます。

※ 育児休業を取得した期間は職務経験から除きます。

＜福祉行政の職務経歴について＞

「児童福祉施設、障害者支援施設等」には、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める以下の施設が該当します。

- 1 地域保健法の規定により設置される保健所
- 2 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 3 医療法に規定する病院及び診療所
- 4 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 6 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- 7 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
- 8 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 9 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
- 10 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護 老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 11 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
- 12 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
- 14 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない人（ただし、保健師は日本の国籍を有しない人も受験可能です。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

2 試験日時及び試験場

区分	職種	日時	試験場
第1次試験	全職種	受付期間内（令和5年8月29日(火)～9月22日(金)） にシステムで登録（提出）	—
第2次試験	一般行政	令和5年11月18日(土)、19日(日)、20日(月)（予定） のうちいずれか指定する日 (第1次試験合格者発表時に指定)	新潟県庁（予定） (新潟市中央区新光町 4番地1)
	一般行政 以外	令和5年11月25日(土)、26日(日)、27日(月)（予定） のうちいずれか指定する日 (第1次試験合格者発表時に指定)	

3 試験の方法

区分	種目	方法	内容
第1次試験	記述試験 [事前提出]	記述式	事前に提出された職務等経歴書及び自己PR書により、民間企業等における職務経歴内容、実績、意欲等について審査します。
第2次試験	面接試験	個別面接	積極性、協調性、柔軟性、責任性、職務経歴、公務への意欲等について面接試験を行います。
	適性検査		職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。面接試験の参考とします。
資格調査			受験資格の有無及び申込内容の真否について調査します。

※ 一般行政については、個別面接を同一日に2回行います。

4 試験の配点及び合格者の決定

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他の試験区分の成績は反映されません。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、基準を満たさない場合不合格となります。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	記述試験	100点	40点以上
第2次試験	面接試験	130点	70点以上

5 合格者の発表

合格発表は次のとおり行います。（発表期間は合格発表日から14日間です。）

区分	日時	方法
第1次試験 合格者	令和5年11月2日(木) 午後1時(予定)	新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲載します。 併せて、第2次試験(面接試験)の日時も掲載します。
第2次試験 合格者	令和5年12月14日(木) 午後1時(予定)	新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に通知します。 ※不合格者への通知は行いません。

(注) 発表当日は、システムの都合上ホームページ掲載に多少時間がかかることがあります。

発表時間に確認ができない場合は、しばらく時間をおいて再度確認してください。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて採用を決定します。ただし、欠員のない場合は採用されないこともあります。
- (2) 最終合格発表後、職務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。その結果、職歴証明書等を提出できない場合や、必要な職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には、採用されません。
- (3) 採用は原則として令和6年4月1日ですが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともあります。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間です。

7 試験結果の情報提供

この試験の結果については、次のとおり情報提供を請求することができます。提供を希望する場合には、受験者本人が受験票の写し等を必ず持参の上、直接提供場所へおいください。なお、電話等による請求では提供できません。

請求できる人	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験の不合格者	第1次試験の総合得点及び順位	第1次試験の合格発表日から1か月間	人事委員会 事務局総務課 (県庁16階)
第2次試験の受験者	第1次試験並びに第2次試験の総合得点及び順位	最終合格発表日から1か月間	

(注) 情報提供の請求は、提供期間の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。(合格発表日の提供時間は午後1時からとなります。)ただし、土曜日、日曜日及び祝日については、受付を行いません。

8 給与・待遇等 (令和5年4月1日現在)

- (1) 初任給は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容等に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定されます。このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給します。一般行政の場合の例（令和5年4月1日現在）は次のとおりですので参考にしてください。

年 齢	30歳	35歳	40歳
給与	24万円程度 (地域手当を含む。) ※1	29万円程度 (地域手当を含む。) ※2	34万円程度 (地域手当を含む。) ※3

※1 採用年齢が30歳で民間企業等職務経験年数が8年の場合。

※2 採用年齢が35歳で民間企業等職務経験年数が13年の場合。

※3 採用年齢が40歳で民間企業等職務経験年数が18年の場合。

(注) 22歳で大学卒業後、職務に役立つと認められる業務に採用前まで引き続き従事していた場合の額です。

扶養手当、通勤手当及び住居手当は含まれていません。

- (2) 勤務公署における受動喫煙を防止するための措置として、敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置の場合あり）を行っています。

9 受験手続

原則として電子申請（インターネットによる申込み）で申し込んでください。（インターネットを利用できない方は、9月14日(木)午後5時15分までに新潟県人事委員会事務局総務課任用係までお問い合わせください。）

受付期間	8月29日(火)～9月22日(金)
申込方法	<p>新潟県職員採用案内ホームページ（アドレスは6ページ参照）から、電子申請ページにアクセスし、受験申込内容を入力・送信してください。</p> <p>また、職務等経歴書及び自己PR書は上記ホームページの「受験案内・申込書」のページから様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子申請の際に添付してください。</p> <p>受験申込内容が送信されると、受験申込到達通知メールが届きますので、必ず内容を確認してください。しばらく経っても届かない場合は必ずお問い合わせください。</p> <p>(注) 9月22日午後5時15分までに正常に到達したもののみを有効とします。</p> <p>正常に到達しない場合は受験できませんので御注意ください。</p> <p>予期せぬ機器停止や通信障害など、一切のトラブルについて責任は負いかねますので、十分余裕をもって申込みを行ってください。</p> <p>また、添付された職務経歴書及び自己PR書に不備があっても、修正や差し替えは認めませんので、十分に内容を確認した上でお申し込みください。</p>
受験票の作成	<p>受験票は10月5日に新潟県電子申請システムにアップロードします。受験者は、受験票の記載内容を確認の上、各自ダウンロード及び印刷（A4サイズ縦・カラー印刷）して第2次試験に持参してください。</p> <p>受験票がアップロードされないとき及び受験票が受験申込内容と異なるときは、人事委員会事務局総務課任用係まで至急お問い合わせください。</p>

※ 身体の障害等により、受験上の配慮（車椅子の使用等）を希望される方は、必ず受験申込みの際に「受験上の配慮希望事項」へ記入してください。

※ 点字の受験案内（概要）を御希望の方は、新潟県人事委員会事務局まで連絡してください。

10 第2次試験の受験に当たっての注意事項

- (1) 試験当日は、次のものを忘れずに持参してください。
 - ア 受験票
 - イ 鉛筆（B又はHBの黒鉛筆3本以上(シャープペンシルは使用できません。))、消しゴム及び鉛筆削り
 - ウ 時計（ウェアラブル端末は使用できません。）
- (2) 携帯電話等の電子機器を時計代わりに使用することはできません。試験中は携帯電話等の電源を確実に切ってください。
- (3) 自家用車でお越しの方は、県庁の外来駐車場を利用することができます。
- (4) 試験会場内は全面禁煙です。

試験会場案内図

新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）

※ 交通事情を考慮し、余裕をもってお越しください。



JR新潟駅から新潟県庁までバスを利用する場合

[JR新潟駅南口バスターミナル]
新潟交通バス「C1 県庁線」乗車
「県庁」バスターミナル下車 約20分

- [JR新潟駅万代口バスターミナル]
- ① 新潟交通バス「S2 鳥屋野線」乗車
「県庁前」バス停下車 約25分
 - ② 新潟交通バス「S3 水島町線」乗車

この試験についての問い合わせ先

新潟県人事委員会事務局総務課任用係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 16階

TEL (025) 280-5538 FAX (025) 280-5499

なお、以下のとおり試験情報を提供していますので御利用ください。

- 新潟県職員採用案内ホームページ
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>



新潟県職員 採用

検索